

## ② 「学費補助金」(神奈川県の授業料補助)申請手続

(令和6年4月～令和7年3月分)

### ※申請をしなければ支援は受けられません！

ご自身が対象かどうか不明の場合でも申請を行ってください。申請後、県にて対象者かどうか判断をして頂けます。

### 1 提出方法

**7月3日(水)※必着**までに、次の手続を行ってください。

※先に就学支援金のオンライン申請を行ってからの提出をお願いいたします。

### 【学費補助金 提出書類】

#### ・申請者全員 : 学費軽減申請書

配付された申請書に必要な事項を記入の上、同封の返送用封筒に切手を貼付し、事務室宛に郵送してください。

e-Shienシステムのデータを利用するため、マイナンバーカードや課税証明書などの収入状況確認書類は原則不要です。上記申請書(A4 サイズ1枚)のみご提出ください。

※以下に当てはまる方は追加で下記書類をダウンロード・ご記入の上、返送用封筒に同封して提出してください。

#### ・生活保護世帯の方 : 生活保護受給証明書

#### ・多子世帯の方 : 健康保険証貼付台紙

(多子世帯＝世帯年収約700～910万円未満で、23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯)  
本人含め4名以上いる場合でも、台紙には3名分の貼付で構いません。

### 2 注意事項

#### ・令和6年4月～令和7年3月分の申請となります。

申請期限を過ぎた場合、満額の支給ができないことがございますのでご注意ください。万が一、ご事情があって申請が間に合わない場合は、必ず期限までに学校事務室までご相談ください。

・収入の有無にかかわらず、申請書には必ず保護者等全員の氏名をご記入ください。(e-Shienシステムの入力内容と同一になるようお願いいたします)

・申請に不備がない場合は **10月～11月初旬頃**に就学支援金と併せて申請結果の通知および支給を予定しています。

・生活保護世帯の方は「生活保護受給証明書」の提出をお願いします。(福祉事務所長が発行。生活保護の始期・発行年月日が記載されたもの。「支給証」ではありません。)

(※令和6年1月1日時点で、生活保護を受けていることが分かる証明書が必要です。)